

年 月 日

湖南市長 宛

住 所
使用者氏名
(所有者代理人)
電話番号

水道料金・下水道使用料の算定に関する特例措置適用申請

下記事項を了解の上、水道料金・下水道使用料の算定に関する特例措置の適用（変更）を申請します。

1. 対象となる共同住宅

所在地

アパート名

2. 入居世帯の報告

検針定例月の10日までに入居世帯数を報告します。

入居世帯数について、虚偽の報告をし、又は報告を怠った場合は、当該措置を取り消されても異議はありません。

3. 適用期間

特例措置は、現行料金の体系又は金額が改定されるまでの期間に限り実施されるものであることを了解します。

4. 報告内容

お客様番号				-						-			
今回報告世帯数	戸												

共同住宅の水道料金の特例措置について

水道料金の算定は、水道メーターにより行います。つまりアパートやマンションのような共同住宅の場合でも各部屋別の私設メーターを検針するのではなく、市水道の親メーターの検針水量で上水道の使用料を請求します。

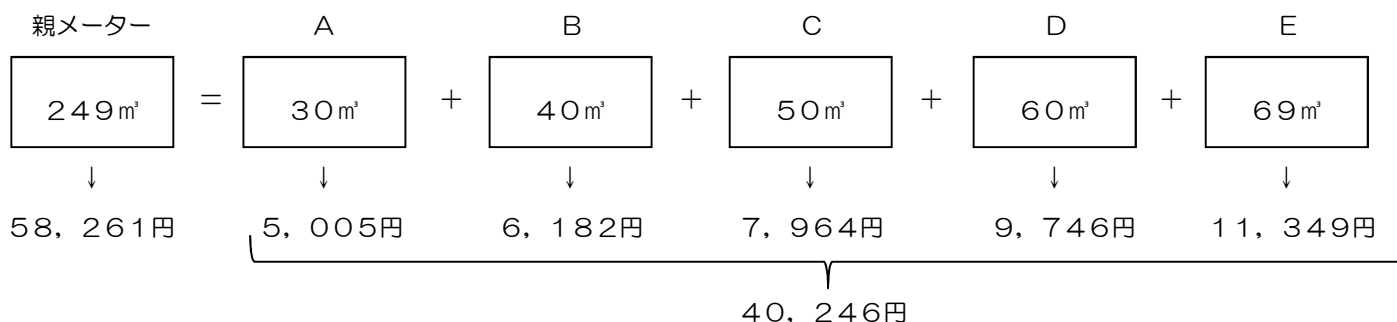
例えば、5戸で1棟のアパートで口径25mmのメーターを使用し、1使用月(2ヶ月)の使用水量が249m³の場合、水量料金は、58,261円となります。

しかし、下図のように各私設メーターで、1戸ずつ早見表に従い料金を集金していただくと、5戸分の水量料金は40,246円となり18,015円の差額が生じます。

※部屋番号はA・B・C・D・Eとします。

※1戸ずつの算定は口径13mmとします。

●水量料金



この差額を少なくするために、各部屋を独立した1戸の住宅とみなす、共同住宅の特例措置を設けております。特例措置の内容は、親メーターの検針水量を共同住宅内の戸数で割り、1戸あたりの平均水量を算出し、その水量の水量料金に口径13mmの基本料金を足し、戸数を掛け、消費税相当額を足した料金を請求するものです。

上図のような場合は、特例措置により計算すると、各戸の私設メーターで早見表により集金していただくより、料金のズレが少なくなります。

●特例措置の申請がない場合

$$7,714円(25mmの基本料金) + 45,251円(249m^3の水量料金) + 5,296円(消費税10\%相当額) = \boxed{58,261円(請求金額 \cdot 消費税10\%込)}$$

●特例措置の申請がある場合

$$1,800円(13mmの基本料金) \times 5戸 = 9,000円$$

$$249m^3 \div 5戸 = 49.8m^3(1戸あたりの使用水量)$$

$$1m^3 \sim 10m^3 \quad 50m^3(5戸 \times 10m^3) \quad \times 63円 = 3,150円$$

$$11m^3 \sim 20m^3 \quad 50m^3(5戸 \times 10m^3) \quad \times 105円 = 5,250円$$

$$21m^3 \sim 40m^3 \quad 100m^3(5戸 \times 20m^3) \quad \times 107円 = 10,700円$$

$$41m^3 \sim 100m^3 \quad 49.8m^3(5戸 \times 9.8m^3) \quad \times 162円 = 7,938円$$

$$\begin{matrix} \uparrow & & \uparrow \\ \text{合計水量} & 249m^3 & \text{1戸あたりの合計水量} & 49.8m^3 \end{matrix}$$

$$9,000円(基本料金) + 27,038円(水量料金)$$

$$+ 3,603円(消費税10\%相当額) = \boxed{39,641円(請求額 \cdot 消費税10\%込)}$$

※ 親メーターの口径や使用水量によっては特例措置により、不利となる場合もありますので、十分検討してください。

※ 入居数に変更があった場合は検針定例日の10日までに所定の用紙で報告をお願いします。

共同住宅の下水道使用料の特例措置について

下水道使用料の使用料金の算定は、市水道のメーターにより行います。

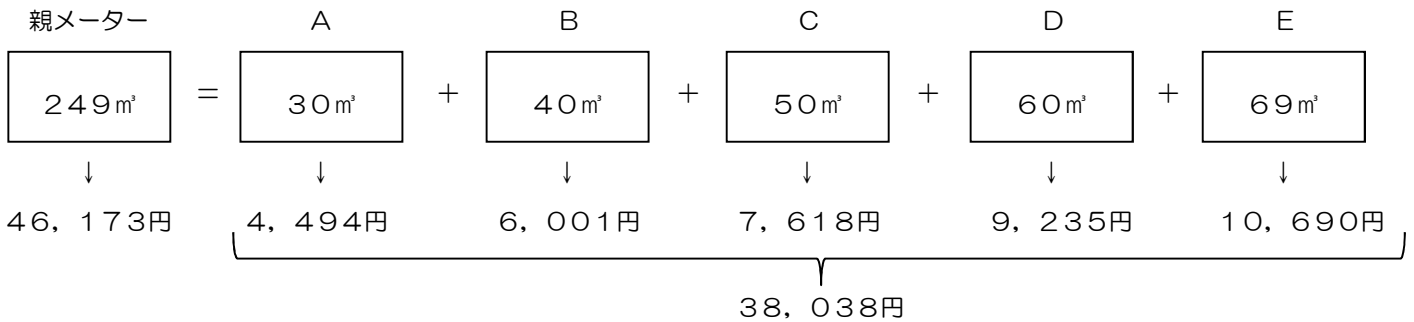
つまり、アパートやマンションのような共同住宅の場合でも、各部屋別の私設メーターを検針するのではなく市水道の親メーターの検針水量で下水道使用料を請求します。

例えば、5戸で1棟のアパートで1使用月（2ヶ月間）の使用水量が249m³の場合は、下水道使用料は46,173円となります。

しかし、各私設メーターが下図のように、1戸ずつ早見表に従い料金を集金していただくと、5戸分の下水道使用料は38,038円となり、8,135円の差額が生じます。

※部屋番号はA・B・C・D・Eとします。

●下水道使用料（消費税10%込み）



この差額を少なくするために、各部屋を独立した1戸の住宅とみなす、共同住宅の特例措置を設けています。

特例措置の内容は、親メーターの検針水量を共同住宅内の戸数で割り、1戸あたりの平均使用水量を算出し、その水量による下水道使用料に戸数を掛け、消費税相当額を足した使用料を請求するものです。

上図のような場合は、特例措置により計算すると、各戸の私設メーターで早見表により集金していただくより、料金のズレが少なくなります。

●特例措置の申請がない場合

$$926円（基本料金） + 41,050円（249m^3の水量料金） + 4,197円（消費税10%相当額） = 46,173円（請求金額・消費税10%込）$$

●特例措置の申請がある場合

$$926円（基本料金） \times 5戸 = 4,630円$$

$$249m^3 \div 5戸 = 49.8m^3（1戸あたりの水量）$$

$$1m^3 \sim 10m^3 \quad 50m^3（5戸 \times 10m^3） \quad \times 86円 = 4,300円$$

$$11m^3 \sim 20m^3 \quad 50m^3（5戸 \times 10m^3） \quad \times 93円 = 4,650円$$

$$21m^3 \sim 40m^3 \quad 100m^3（5戸 \times 20m^3） \quad \times 137円 = 13,700円$$

$$41m^3 \sim 100m^3 \quad 49m^3（5戸 \times 9.8m^3） \quad \times 147円 = 7,203円$$

$$\begin{matrix} \uparrow & & \uparrow \\ \text{合計水量} & 249m^3 & \text{1戸あたりの合計水量} & 49.8m^3 \end{matrix}$$

$$4,630円（基本料金） + 29,853円（水量料金）$$

$$+ 3,448円（消費税10%相当額） = 37,931円（請求額・消費税10%込）$$

※ 使用水量によっては特例措置により、不利となる場合もありますので、十分検討してください。

※ 入居数に変更があった場合は検針定例日の10日までに所定の用紙で報告をお願いします。